

## 教育福祉常任委員会記録

令和5年 第2回定例会	
1 日 時	令和5年 6月14日(水) 午前10時00分 開会 午後 0時06分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	鈴木 紹平 委員長 宇賀神 敏 副委員長 石川 さやか 委員 阿部 秀実 委員 加藤 美智子 委員 谷中 恵子 委員 横尾 武男 委員 鰐原 一男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	大島 久幸 議長 小島 実 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	柳田 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	0名

教育福祉常任委員会 説明員

職 名	氏 名	人 数	
副市長	福田 義一	1名	
教育長	中村 仁	1名	
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	13名
	厚生課長	羽山 好明	
	障がい福祉課長	山形 弘行	
	高齢福祉課長	中村 陽子	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	谷津 勝也	
	健康課長	東城 朋子	
	健康増進担当	古橋 芳一	
	地域福祉担当	松島 誠	
	障がい福祉課長補佐	高根澤秀明	
	高齢福祉課長補佐	長谷川ルミ	
	介護保険課長補佐	柏熊 葉子	
	保険年金課保険給付係長	小出 希	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	6名
	子育て支援課長	大貫 照実	
	保育課長	小堀満美子	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課長補佐	福田 昌子	
	こども・家庭サポートセンター所長補佐	阿部 晴江	
教育委員会事務局	教育次長	郷 昭裕	11名
	教育総務課長	佐藤 靖	
	学校教育課長	田仲 史枝	
	教育指導担当	清野 竜一	
	生涯学習課長	金子恵美子	
	文化課長	高橋 学	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	大貫 陽子	
	川上澄生美術館事務長	向田 和子	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
<b>32名</b>			

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号））
- 2 議案第38号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 3 議案第39号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 4 議案第42号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）
- 5 議案第43号 専決処分事項の承認について（令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号））
- 6 議案第44号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第75号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について

## 令和5年第2回定例会 教育福祉常任委員会概要

○鈴木委員長 それでは、開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それではただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

それでは早速、審査を行います。

はじめに、議案第37号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくをお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の承認について「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、7ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金1節の説明欄2行目、「障害者自立支援事業費国庫負担金」2,676万3,000円の減につきましては、介護訓練費等給付費などに係る交付決定に伴う決算見込みによるものであります。

次に、その下、1項2目 衛生費国庫負担金の説明欄、「予防接種費国庫負担金」1億5,110万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種実績により減額するものであります。

次に、上から2段目、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金、1節の説明欄2行目、「臨時特別給付金給付事業費国庫補助金」2,500万円の減につきましては、令和4年度の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の実績によるものであります。事業の補助率は国が10分の10でありました。

次に、そのすぐ下、3行目、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費国庫補助金」、8,600万円の減につきましては、物価高騰対策として、国の施策により実施した、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の実績によるものであります。事業の補助率は同じく国が10分の10でありました。

次に、その下、2節の説明欄4行目、「出産・子育て応援事業費国庫補助金」、1,003万3,000円の減につきましては、出産・子育て応援事業に係る申請実績によるものであります。

次に、その下、2項3目 衛生費国庫補助金の説明欄2行目、「予防接種費国庫補助金」4,907万円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種実績により減額する

ものであります。

次に、一番下の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金、1節の説明欄2行目、「障害者自立支援事業費県負担金」1,338万2,000円の減につきましては、介護訓練費等給付費などに係る交付決定に伴う決算見込みによるものであります。

11ページをお開きください。

上から3段目、21款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄3行目、「生活保護法返還金」1,449万5,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績見込みに基づき、増額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

13ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄の○、「後期高齢者医療広域連合負担金」7,823万8,000円の減につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の令和3年度決算の確定により、本市の負担金額が確定したことによるものであります。

15ページをお開きください。

前のページから続き、同じ款項目になりますが、説明欄1つ目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」1,060万円の減につきましては、出産育児一時金の額の確定により繰出金を減額するものであります。

次に、同じ説明欄3つ目の○、「臨時特別給付金給付事業費」2,500万円の減につきましては、歳入で説明いたしました「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付に係る実績によるものであります。

次に、その下4つ目の○、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費」8,600万円の減につきましては、同じく歳入で説明いたしました物価高騰対策による給付金の給付に係る実績によるものであります。

次に、同じ段、2目 障害福祉費の説明欄2つ目の○、「やまびこ荘委託費」1,140万7,000円の減につきましては、空調工事に伴うサービス休止期間の給付費補填分が不要となった委託料の減額と入札により購入価格が下がった機械器具費を減額するものであります。

17ページをお開きください。

一番上の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄、5つ目、一番下の○ですが、「出産・子育て応援事業費」1,505万円の減につきましては、出産・子育て応援事業に係る申請実績によるものであります。

次に、2段目、3款 民生費 3項2目 扶助費の説明欄の○、「生活保護扶助費」9,896万1,000円の減につきましては、生活扶助費等の実績見込みによるものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄の○、「子育て保健サービス事業費」1,960万円の減につきましては、健康診断の受診件数、及び不妊治療費

の助成申請の実績により、減額するものであります。

次に、その下、1項2目 予防費の説明欄の○、「予防接種費」、次の19ページ、20ページまで続いておりますが、合計で2億4,717万6,000円の減につきましては、予防接種、及び新型コロナウイルスワクチン接種の実績などにより減額するものであります。

以上で、議案第37号 専決処分事項の承認について「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。よろしくお願いいたします。

議案第37号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。一番下の段、13款 分担金及び負担金 2項2目 民生費負担金 2節 児童福祉費負担金の説明欄、保育所運営費扶養者負担金 396万円の減につきましては、公立保育園に係る扶養者負担金の実績によるものであります。

次に、7ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金、1,286万2,000円の増につきましては、保育に係る給付金の実績によるものであります。

次の、児童手当費国庫負担金 2,561万円の減、及びその下の児童扶養手当費国庫負担金 799万円の減につきましては、それぞれの手当の実績によるものであります。

次に、2番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金 883万4,000円の減につきましては、子ども・子育て支援事業及び保育士等の処遇改善事業の実績によるものであります。

次に、3番目の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 2節 児童福祉費県負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県負担金 8,331万5,000円の減につきましては、国庫負担金同様、保育に係る給付費の実績によるものであります。

次の、児童手当費県負担金 472万円の減につきましては、国庫負担金同様、手当の実績によるものであります。

次に、9ページをお開きください。

2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節 社会福祉費県補助金の説明欄、結婚対策費県補助金 320万6,000円の減につきましては、交付実績によるものであります。

その下の、2節 児童福祉費県補助金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費県補助金 1,417万8,000円の減につきましては、特別保育事業の実績によるものであ

ります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

一番目の段、3 款 民生費 1 項 6 目 女性青少年費の説明欄の○、結婚対策費 641 万 1,000 円の減につきましては、結婚新生活支援補助金の交付実績によるものであります。

次に、2 番目の段、3 款 民生費 2 項 2 目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費 1,797 万 5,000 円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の報酬及び職員手当等の確定によるものであります。

次に、17 ページをお開きください。

保育所費から続きます。

3 目 こども支援費の説明欄、最初の○、児童手当費 3,460 万円の減につきましては、手当の実績によるものであります。

次に、2 番目の○、放課後児童健全育成事業費 1,944 万 3,000 円の減につきましては、シルバー人材センター及び社会福祉法人等に運営を委託しております放課後児童クラブの実績によるものであります。

次に、3 番目の○、児童扶養手当費 3,397 万円の減につきましては、児童扶養手当の扶助実績と、国の、子育て世帯生活支援特別給付金の実績によるものであります。

次に、4 番目の○、こどもみらい基金積立金 3,201 万 5,000 円の増につきましては、ふるさと納税者からの寄附金を基金に積み立てるものであります。

以上で、「令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、こども未来部所管の主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 はい、佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育委員会事務局、教育総務課長の佐藤です。本日はよろしく願います。

それでは、議案第 37 号 「専決処分事項の承認について（令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）」のうち、教育委員会所管の歳入・歳出につきまして、ご説明のほうさせていただきます。

まず、歳入につきまして、ご説明いたします。

「令和 4 年度補正予算に関する説明書」の 11 ページをお開きください。

一番上の段、18 款 寄附金 1 項 4 目 教育費寄附金の説明欄、教材教具購入費寄附金 100 万円の増につきましては、教育振興を目的とした寄附の受け入れに伴い、増額するものであります。

次に、上から 3 段目、21 款 諸収入 4 項 2 目 教育費収入の説明欄、学校給食共同調理場給食事業費収入 783 万 5,000 円の減につきましては、給食費収入の実績により、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

開いていただきまして、13 ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の段、2 款 総務費 1 項 13 目 芸術文化振興費の説明欄、鹿沼市民文化センター管理運営費 804 万円の減につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を、精算により減額するものであります。

続きまして、23 ページをお開きください。

上から2 段目、10 款 教育費 5 項 2 目 体育施設費の説明欄、体育施設管理運営費 490 万 9,000 円の減につきましては、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団への指定管理者委託料を、精算により減額するものであります。

以上で、議案第 37 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、教育委員会関係についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

まずは、16 ページですか、全体的に令和 4 年度の分ということで、減額補正が多かったようですが、まず一つ目が、物価高騰緊急の支援の事業費ということで 8,600 万円の減額ということなのですが、これ、どういう内容で非常に大きな額だと思うのですけれども、8,600 万円の減額になったのか、少し内容をお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いいたします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

阿部議員の質疑にお答えいたします。

こちら物価高騰緊急支援給付金の事業費、これについて、8,600 万円の減の内容ということだと思いますが、これにつきましては、まず、一番大きいのが、19 の扶助費ですね、はい。

これが、いわゆる 7,500 万円、これがほとんどになるわけなのですけれども、当初見込みですと、これは 1 世帯当たり、いわゆる、住民税非課税世帯の 1 世帯当たり 5 万円の給付をする、そういった事業でございまして、当初見込みですと、9,580 世帯、これを予算で計上してございました。

それで、実績といたしましては、8,061 世帯、はい。

ですので、その差額となりますのが、実際は 7,595 万円になるのですが、これを 7,500 万円として見込み、計上させていただいたものでございます。

それ以外は、これに係る、いわゆる事務費等になるわけでございますけれども、その中でも大きいのが、いわゆる委託料の派遣と、あとは、そうですね、委託の派遣が多いわけでございますけれども、この委託が、派遣が、今回からですね、今回この給付金のおきから、委託、包括委託と申しまして、コールセンターと、あとは、書類の確認など、これをあわせて委託を出させていただきました。

それで、当初、初めてということもあったのですが、2,200万円ほどの予算を計上したのですけれども、実際には1,400万円で済んだというふうなことです。

それとあわせて、システムの構築、これにつきましては、300万円を見込んでございました。

それで、これも200万円で済んだというふうなことで、あわせてですね、こちら、800万円。

失礼、900万円を減額させていただいたということでございます。

また、職員の手当、これは時間外手当として200万円減額させていただいたわけなのですけれども、これについては、当初、330万円で、ちょっと予算を組ませていただきました。

それで、実際には130万円ということで、これはどうしてかということですが、先ほど申しました委託の関係で、いわゆる包括的な委託、今までですと、コールセンターのみの委託だったのですが、このときから書類の確認なども、ちょっと委託業者に、ちょっとお願いした経緯がございまして、その分、職員手当等が減ったということになるかと思っております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

システムとか、委託料とか、人件費というところはわかるのですが、9,580世帯という、当初の数字というのは、それなりに市のほうでつかんだ数字で出ているのだと思うのですね。

それに対して8,061世帯ということは1,519世帯、ここで差があるのですけれども、この5万円を頼りに、この物価高騰の中で頼りにされている世帯というのもすごく多かったはずなので、それがちゃんと届いていたかどうか心配だったので確認しました。

そこは、その数字というのは大丈夫なのか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いいたします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

阿部委員の再質疑にお答えいたします。

今言われましたように、当初、9,580世帯というふうなことで組ませていただきました。

これは、いわゆる住民税非課税世帯、うちのほうといたしましては、いわゆる税務課さんのほうに、実際どれぐらいになるだろうというふうなことで確認をとらせていただいております。

それで、いわゆる最大的に多くなるとこれぐらいだというような数字でいただいておりました、まずそれを9,000世帯と、あとは、このとき、家計急変世帯というのに対しても、実際にあったのですけれども、これを580世帯ぐらいになるのではないかとということで、最大で見込ませていただきました。

それで、今言われましたように、確認書、並びに、その確認書が、例えば送られてこなかった場合には、返送されなかった場合には、もう一度ですね、確認のために、私どものほうから再通知も出させていただいておりました、いわゆる、給付が必要な家庭というか、給付の対象になる家庭に対しては、十分周知をさせていただいたということで考えておりました、実際の件数が、やはりこの件数になったというふうなことではないかと考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと今の件であれなのですが、8,061世帯という非課税世帯があるのだというのですが、非課税世帯というのはどういう定義でしたっけ？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

鰐原委員の質疑にお答えしたいと思います。

すいません。少々お待ちいただけますか。

大変失礼いたしました。申し訳ありません。

こちらの非課税世帯の対象者なのですが、実際には、このときには、いわゆる令和4年度の住民税非課税世帯というふうなことで、これの均等割が非課税かどうかということになってまいります。

それで、これ、例えばなのですけれども、いわゆる給与収入などにつきましては、単身の場合、または扶養親族がない場合は、年間の収入が93万円以下ということになります。

それで、例えば、1人扶養している場合は138万円以下とか、そういうふうな形になります。

また、例えば、年収が多い場合であったとしても、例えば、そうですね、お店をやられている方ですとか、農業などの方には、いわゆる経費というものがかかってまいります。

そうしますと、年収が多い場合でも、その経費が多いと、実際の所得が下がってまいりますので、そういった場合には、例えば、先ほど言いました、その単身ですと年間所得が38万円以下の場合には、これの対象ということになります。はい。

それがですね、例えば、扶養が1人いると、83万以下とかというふうなことで決まっております、厚生課といたしますと、実は、税務課さんのほうから、いわゆるその対象者のデータをいただきまして、その方に対して出しているような形になります。はい。

ですので、一応、基本的なことなのですけれども、対象となるような方は、以上ということになります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、対象になった方は、全て5万円は受け取ったわけですね。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

対象になった方でも、うちのほうから確認書を出すわけなのですが、中には、実は、ひとり世帯であって、確認書を出した後に、例えば亡くなってしまったですとか、あとは、実際のその住所に住んでいないとかですね、確認書が返送、返送されないような方も数件おりましたので、必ずこの対象者全員に、5万円がいったかどうかというのは、确实、全員ではないかと思うのです、全員ではないのですけれども、一応そういったことで何件かはやはり、その届かなかったというよりは、5万円のことがお手元にいかなかったというか、そういうのはあったかと思えます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちなみに鹿沼では、そういうのが何件ぐらいあるものなのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 実際には、先ほど8,061世帯ということでお話しいたしましたけれども、実際の支給とすると申請が795の、111世帯でございまして、あ、違う、それではない。

あと、そうですね、実際にちょっと細かい何世帯というのはわからないのですけれども、家計急変以外は、非課税、対象が、失礼、失礼しました。

最終的な非課税世帯給付の対象世帯が、実は8,061世帯なのですね。はい、家計急変を抜かした世帯です。

それで、それに対して、実際に支給された世帯が7,950世帯になりますので、111世帯が、はい、111世帯が、はい、いわゆる戻ってこなかったということになるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 お願いします。

18ページの放課後児童健全育成事業費の減額について、詳しくちょっと説明してください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

谷中委員の質疑にお答えさせていただきます。

委託費の減額の理由というご質問かと思えますけれども、まず一つ挙げられるのは、コロナウイルスの影響によりまして、開所日数がちょっと、当初の見込みよりも、日数

として減っているというところが一つございます。

それとですね、また、児童数が当初の見込みよりも減っているという理由がござい  
ます。

それから、処遇改善事業につきまして、当初ですね、シルバー人材センターへの委託  
についても、の職員についても、職員といいますか、担当、従事者についても、補助が  
見込めるということであったのですけれども、シルバー人材センターにつきましては、  
ちょっと、ひとり親方的な扱いということで、個人事業主みたいな扱いということで、  
ちょっと対象にはならないということで、当初見込んでいた金額をちょっと減額せざる  
を得ないという状況になりまして、そちらの減額ということで、主に理由として挙げら  
れるかなと思います。

以上です。

○谷中委員 コロナで、日数も、実績があまり少なかったとか、日数も減だったって、今  
児童もということなのですけれども、ごめんなさい。

基本的に、何か入れる、1年生から3年生という感じで、でも、入れれば、ちょっと  
余裕があれば、4年生もというのも、若干聞いているのですけれども、今鹿沼市の状況  
だと、そこについては、どういう規定が本来であって、ただ、こういうこともあるとい  
うのがあれば、説明をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の鈴木です。

谷中委員のご質疑にお答えさせていただきます。

対象者につきましては、主に小学校1年生から6年生の児童ということで、こちらで  
すね、対象ということで、させております。

こちら、平成27年度から、小学校4年から6年生の児童も対象としたという経過があ  
るようです。

以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 やっぱね、小さい学年の子がいて、大きい子もいたけれども、一緒に見て  
もらえるというのは、安心だと思うので、そこはいいのですけれども、やっぱりそれと  
言っても、入る人数というのかな、児童が少なくなってきたので、今はあまりないのか  
もしれないけれども、一応そういう、大きい子はちょっと遠慮ではないけれども、して  
もらいたいみたいのもちょっと聞いたことがあるのですが、今の状況だと、そういうこ  
とはなく、希望者は入れていますか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 谷中委員の質疑にお答えをさせていただきます。

今のところ、そういった、何ですかね、ところは。

○谷中委員 はい、何となくわかりました。

○大貫子育て支援課長 はい。入れているというふうにお聞きしております。

以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 入れている、何かおかしいなという感じなのですが、学童も随分ね、民間も増えてきたし、やはりそちらもというのがあるのですが、やっぱり兄弟だったら同じところに入れたいというのもあったりして、その辺も、迎えにいたりするのも、そのほうがいいのか、何かすごく、今鹿沼市の場合は、希望した人はみんな入れるみたいな感じなのですが、本当でしょうかね、何か、ちょっと、ちょっと不思議なのですが、すみません。

○鈴木委員長 杉山こども未来部長。

○杉山こども未来部長 すみません。ちょっと私のほうから、申し訳ありません。

令和5年度の4月1日現在の実際の実績なのですが、低学年が49%、全体ですね、入りたい、入った方が、小学校の子供たちの。

それで、高学年が14.1%ですね。

それで、今、谷中議員がおっしゃったように、やはりまち内は、どうしても、最初から入りたいけれども、申し込んでもちょっと無理かなとか、そういうようなお子さんを、高学年ですと聞くというところがちょっと実際にはございます。

それで、逆に郡部というのですか、郡部のほうは、おおむね入れるというような状況になっております。

ですので、引き続きですね、なかなかまち部というのですか、ありますので、今年度はさつきが丘学童クラブを改修、建て替えをしまして、人数を増やすとか、あと晃望台幼稚園のほうですね、学童クラブをやっているのですけれども、建て替えをしまして、ちょっと人数を増やすというようなことをやっておりますので、引き続きちょっと高学年の、特にまち中ですね。

正直申しますと、今、大貫課長が言ったのはすごく、何ですか。

確かに、申し込んだ人は100%入れるというところがあるので、その説明をさせていただいたところではあるのですが、遠慮しているとか、そういったようなこともあるというのは聞いておりますので、引き続き、ちょっと努力していきたいというふうに考えております。

以上で説明終わります。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 申し込んだ人は入れているというのは確認できたので、自分で、「うちはだめかな」って言って、そういう心配で、申し込みをしていない方もいらっしゃると思うので、きちんと使いたい方は申し込んでもらって、まして、まちのほうは、なかなかという意見もあったので、そこはやっぱりね。

女性も進出で、働く方もすごく多くなってきましたから、女性だけではないですけれ

ども、男性も、やっぱり仕事を充実ということで、やはりね、働かないと食べていけないというところもあるので、やはりそういう子供を預けたいという方には、やっぱり預けられるように、今後もぜひ頑張っていたいただければと思います。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 同じページの一番下の欄、説明欄の出産、子育て支援事業という減額なのですが、どうして減額になっているのか、説明を求めます。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。よろしく願いいたします。

横尾委員の質疑にお答えいたします。

出産・子育て応援事業費の減額についてですが、当初、今年の1月からスタートした事業でございますが、当初の見込みが、出産後の申請者の見込みが150人を見込んでおりましたが、421人になった。この実際の申請者数ですね、は421人。

また、1月から3月までの妊娠届の面談者の数が150人を見込んでおりましたが、118人に減、減ったことによりまして、減額という形になります。

当初の予算ですと、6,250万円を見込んでおりましたが、実際の支出が4,745万円ということで、今回の減額ということになります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、わかりました。

なるだけ、そういう支援をしていかないと、子供がどんどん減ってしまいますので、よろしく願いいたします。以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。石川委員。

○石川委員 石川です。

同じく18ページで、一番下の予防接種費のところなのですが、収入が、8ページの15款2項3目の保健衛生費国庫補助が約5,000万円減っていて、それで、こちらの予防接種費、ちょっと、もしかしてコロナだけではなくて、いろいろ混ざっているのかなと思うのですが、ざっくりこのコロナ関連のワクチン関係のお金の流れをちょっとわかりやすく教えていただきたいと思います。お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

石川委員の質疑にお答えをいたします。

おっしゃるとおりですね、支出のほうの2億4,717万6,000円の中には、コロナ以外の予防接種についての減額も入っているために、歳入と歳出では相違がございます。

歳入の衛生費で、国庫負担金、国庫補助金につきましては、全て新型コロナワクチン接種の実績によるものになりまして、補助率も10分の10となっております。

主に、差額で出たものに関しましては、20ページをお開きいただきますと、12節、委託料のところに健康診断というのがございます。

こちらが、風疹の抗体検査のものになりまして、対象者の見込みよりも少なかったために減額をさせていただいております。

このような事業も入っておりますので、相違がございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 コロナに限って、ワクチンの部分をちょっとお聞きしたいのですが、実際、このぐらいかなと配分されたものが、どの程度どうなって、あるいは何か廃棄とか、その辺の手続きってどんなふうになっているのか、教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

ただいまの石川委員の質疑にお答えいたします。

令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。5月下旬からワクチンの4回目と言われるもの。

そして、9月の下旬からは、オミクロン対応ワクチン。

さらには、10月中旬からは、乳幼児を対象とした接種が実施されるということで、国の度重なる制度変更によりまして、追加、追加を行ってまいりました。

このため、接種対象者の接種を見込んだ、人口で見込んだ数が、予算として計上いたしましたが、接種者数が大幅に、特に若い方、40代以下の方の接種者が少なかったために、実績が大幅に減ったという形になります。

それで、ワクチンにつきましては、毎月ですね、国のほうからも必要な数の供給の調査ですとか、そのようなもので調整をしております、その廃棄につきましては、大きなものは今のところはございません。

また、不足しているものとか、県内で情報を共有いたしまして、他市町とも連携をして、やりとりをして、接種に努めてまいりました。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 はい、よくわかりました。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありますか。鰻原委員。

○鰻原委員 今のね、新型コロナ、5月下旬とか、9月とか、10月、各々ありましたけれども、その接種者というかな、受けた人ね。

それは、予定していた人の何%ぐらいだったのですか、鹿沼市では。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。東城健康課長。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

ちょっと3回目以降ですね、ちょっと対象者が複雑になってまいりまして、オミクロン対応ワクチン、3回目接種から受けられるという、現在も続いている対応ワクチンに関しましては、令和4年度は見込みが7万2,323人受けられるというような予定をしていましたが、4万7,207人の接種でございました。

それで、接種、あ、そうですね、失礼いたしました。

オミクロン接種の対象者数ですね、12歳以上の人口からすると、8万7,258人で、そのうちの接種者が4万7,207人ということで、接種率としましては54.1%となっております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 阿部です。

同じ18ページで、こどもみらい基金積立金3,201万5,000円、みらい基金、基金は今どんな状況で、今後どんな展開になるのか、何かわかれば教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の阿部です。

阿部委員のご質疑にお答えしたいと思います。

こどもみらい基金のですね、まず、現状ということになるかなと思いますが、令和4年度につきましては、ふるさと納税の分、それから、利息分などを合わせまして、1億601万6,322円という、合計の歳入といたしますか、がございました。

その中で、支出といたしますか、取り崩した分につきましては、要保護児童の支援対策事業ということで、60、約3万円ほど。

それから、いちごっこ地域活動への助成ということで、75万円ほど。

それから、赤ちゃんふれあい事業ということで、50万円ほど。

それから、チャイルドシート購入費ということで、2万4,000円ほど取り崩して充てたという状況になってございます。

以上です。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 基金は、そうすると、今、残高というのは、この1億600万円ということですか。全体の残高というのはどんな。

○大貫子育て支援課長 全体ですね。あ、はい。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 阿部委員のご質疑にお答えさせていただきます。

令和4年度末現在ですね、残金といたしますか、基金の総額で、2億2,343万4,170円ほどあるという状況になってございます。

以上です。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 えっとね、何だ、14 ページでは、文化・スポーツの指定管理費が減っていますよね。

市民文化センター、あ、ごめん。14 ページでね、文化・スポーツ財団と言ったっけかな、そこのお金が減っていますよね。

それと、24 ページでは、やっぱり体育施設費で、委託料が減っていますけれども、文化・スポーツ財団と言ったかな。

その指定管理料の減というようなことですが、文化・スポーツ財団へは、結局、どのくらい年間支払うことになりました？4年度。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。高橋文化課長。

○高橋文化課長 鰻原議員の質疑にお答えをいたします。

まず、文化課のほうでは、文化センターのほうの管轄をしておりますので、そちらの指定管理料について、お答えしたいと思います。

4年度では、1億9,970万4,000円が指定管理料となります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問の中のスポーツ施設に関するところの支出額について、お答えをいたします。

3つに分かれておりまして、自然の森の周辺のもの、それからそれ以外の鹿沼市のもの、それから栗野地区のもの、3本に分かれておりまして、合計で2億8,715万2,360円ということになっております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 そうすると、ここでは、全体として、文化・スポーツ財団へいくら払ったというのはいくらですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。

ただいまの金額、合計いたしまして、4億8,685万6,360円となります。

以上でございます。

○鰻原委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰻原委員。

○鰻原委員 16 ページのね、保育所の運営費について、ちょっとお知らせ願いたいのです。

けれども、会計年度職員の減と言いましたけれども、これは何人分ぐらい予定していて、何人ぐらいで済んだのかということなのかな。ご説明願います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いいたします。

当初予算では、108名を予定しておりましたが、実際は96名ということで減額になっております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、当初予定していた人よりも、12名、臨時職員ですよ、減ったということだけれども、保育所の運営には差し障りなかったのか、それとも探していたのだけれども、なかなかいなくて減ってしまって、やりくりでやったのかということだと思うのですが、運営には別段支障はなかったのでしょうか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育園の運営には支障がないように、正職員ですとか、いる職員さんで、時間外等も検討しながら、運営をしておりました。

ただ、やはり常時保育士さんの募集はしておりまして、なかなか採用ができない、したくてもできないという状況は続いておりますが、採用に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上となります。

○鰐原委員 はい、どうも御苦労さまです。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 先ほどちょっと、こどもみらい基金のことの中で、赤ちゃん事業のことなのですけれども、今までコロナで、ここ2年、3年ですね、赤ちゃん事業が展開されてなかったのですけれどもね、今の現状と、今後どういうふうに見えるのか、もし、わかる範囲で結構ですので、説明をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

加藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

確かにコロナの影響によりまして、事業については中止をしたりというようなことですね、令和3年度などは、もう中止にしていたということで、令和4年度については、Zoomなどを使いまして、交流事業を行ったという実績もございます。

それで、今年度につきましては、コロナ以前の事業の形態ということで、私も先日ちょっと見させて、見学のほうに行ったところなのですが、ということで、事業のほう、再開をさせていただいているところがございます、私も見た限り、なかなか中学生と、そういう妊婦さんが来て交流をしていたわけなのですが、けれども、「なかなか貴重な体験なんだな」ということで、確認といいますか、理解をしたところがございます、

今後も続けていって行くような事業かなというふうに思ったところでございますので、そのようなことで、今後、進めていければいいなというふうに考えているところです。

以上です。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

本当にこれ、2、3年たってしまったので、本当にゼロからかななんて、事業の中ではですね、「ゼロからもう1回やるようかな」なんて、様子はお聞きしているのですけれども、非常にこれ、いのちの事業なので、非常に大事なことだと私は考えますので、今後ですね、前の資料もたくさんあるかと思うのですが、復活して、ぜひ継続をお願いしたいというふうに考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

8ページの国庫支出金の国庫補助金の児童福祉費国庫補助金、保育士の処遇改善のところなのですけれども、883万4,000円の減額は、先ほど会計年度の職員さんが12名少ないというお話を伺ったのですが、そういう人数に対して、このぐらい減っているという計算なのか。その算出方法というか、を教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

マイクのスイッチ。

○小堀保育課長 すみません。保育課長の小堀です。よろしくお願いたします。

こちらの児童福祉総務事業費国庫補助金につきましては、処遇改善の補助金とあわせまして、あとは子ども・子育てのほうの補助金もあわせて、8,834万円の減額となっております。

すみません。

なので、保育所の人数が減ったからという、保育士さんの人数が減ったからというわけの国庫補助の内容ではないので、はい。

という説明をさせていただきます。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 もう一度、人数の問題ではないというのはわかったのですが、どういうものなのかという、これは、あれ、883万4,000円でいいのですよね。8,000ではないですよね。はい。お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

詳しい内容につきましては、子ども・子育て支援交付金の363万8,000円の減で、保育士等処遇改善臨時交付金の739万2,540円の減。

あと、低所得の子育て世帯に対する給付金の増等がありまして、減額となっております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 そうしましたら、その2つ目の保育士の739万円の減というところは、どういう内容になってますでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

保育士の処遇改善分の減が213万140円。

あと学童の処遇改善分が576万2,400円。

それで、事務費は50万円の増となっております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 すみません、それぞれその保育士さんと学童さんのほうの金額213万円とか、576万円というものの算出方法と伺いますか。はい。算出方法、何というのだろう。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

処遇改善の算出方法につきましては、国で定められました補助基本額というものがございまして、そちらに令和3年度分、4年度分のものなので、3年度の年齢別の平均利用児童者数に事業実施月を掛けて算出しております。

説明は以上となります。

○石川委員 はい、ありがとうございました。

よく勉強させていただきます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 はい、すみません。

8ページの上から2つ目の児童福祉総務国庫負担金というところで、その下の説明を見ると、減っている、子ども支援費国庫負担金なんかは減額ということなのですが、ここだけ増ということは、何か力が入ったのかなということなので、ここのちょっと説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。

○谷中委員 あ、ごめんなさい。その上の、1,286万2,000円について、詳しくお願いします。

○鈴木委員長 小堀保育課長。

○小堀保育課長 すみません。保育課長の小堀です。

こちらは、民間保育園等に払う給付費となっております。

当初の予算の計上が国庫費2分の1補助ということで計上しているのですけれども、

実際は3歳未満の子につきましては、半分よりももっと高い補助率になりまして、国庫補助負担額増となっております。

率につきましては、当初は半分の50%だったものが、3歳未満児につきましては、58.16%という補助率の増がありまして、増額となっております。

説明は以上で終わります。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 そうすると、3歳未満というのが、まずは思っていたよりも多かったというか、そういうことになるのか。

保育園とすると、やっぱりあれですかね、そういう小さい子を預かったほうが、そういう補助率がいいというのは、やっぱりそんなふうな感じになるのですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 はい、保育課長の小堀です。

実際は当初予算ですと、その割増し分がちょっと確認ができないので、50%ということで、予算要求のほうはさせていただいていますので、実際年度に改めて何%増ですという通知がくるものですから、それにあわせて、実績のほうは上げさせていただいておりますことによりまして、増額となっております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 わかりました。

予算をやったときには、まだそこがということなのですけれども、そうすると、この大体58%、3歳未満というのは、これは変わるのですか、年によって。そこだけお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。

年によりまして、その割合のパーセントが変わっていくものですから、ちょっと予測がつかないということで、実績にあわせて、実績を上げさせていただくということにさせていただきます。

説明は以上となります。

○谷中委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 17ページのね、民生費の扶助費で、17ページのね、民生費の扶助費のうちの生活保護扶助費の医療扶助費が9,600万円の減なのかな。これ、ご説明願います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

今回、医療費扶助が9,600万円ほど減になってございますが、その理由といたしまし

ては、一言で言うと、やはりコロナの影響が残ったということになります。

と申しますのは、令和4年度予算を計上する際には、コロナも落ち着くのではないかというふうなことで、予算も多めに計上いたしました。

内容といたしましては、大体利用する人数といたしまして、今までの実績も含め、7,417人を見込みまして、6億5,542万6,000円、これを予算として見込んでおりました。

実績といたしましては、利用者が6,338人で、実績額が5億5,874万3,000円でございます。これが見込みでございます。

それで、その差額が、約9,600万円ということになります。

ですので、コロナの影響がやはり残り、やはりその、実際に利用する方が、やはりまだ少なかったというようなのが理由かというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

はい、羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

私、先ほど、鰐原委員の質疑の中で、給付金の関係で、給付金が届かなかった件数ということで質問を受けまして、私、111件ということで、お答えしたのですが、大変申し訳ありません。数字が誤ってございまして、実際には、対象者が8,289世帯ございました。

そのうち支給されたのが8,061世帯でございますので、正確には228世帯に支給がなかったということになります。

大変申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 先ほどの鰐原委員の医療扶助費のところ、ちょっとお聞きしたいのですけれども、あくまでも病院を受診する費用であって、例えば入院されている方が亡くなったとか、そういうことではないですね。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

石川委員の質疑にお答えいたします。

確かに石川委員がおっしゃったように、その医療費扶助の中には、例えば、長期で入院されている方ですとか、そういう方が確かに亡くなりになると、一気に額が下がったりしてまいります。はい。

中にはそういう方もいらっしゃるかと思います。

ただ、令和4年度につきましては、先ほど、予算と実績の数を申し上げましたが、例

えば予算で申せば、1人当たり8万8,368円かかっています。

それで、これが実際の実績ですと、やはり1人当たり8万8,158円ということで、やはり1人当たりの単価といった、単価という言い方は失礼なのですけれども、1人当たりにかかる医療費扶助としましては、予算と、そう変わりはないかなというふうなことで考えておまして、であれば、やはり、今、石川委員がおっしゃったように、そういった部分もやはりあるかもしれませんが、4年度につきましては、コロナの影響で、やはりその、医者に行くのを控えるとか、そういったのが多かったのかというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第37号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、11時20分といたします。

(「5分で」と言う者あり)

○鈴木委員長 5分でいいですか。

(「すみません。余計なことを言ってしまって」と言う者あり)

○鈴木委員長 20分で、はい。

(午前11時08分)

○鈴木委員長 執行部は全員そろっていますか。

もし、そろっていれば、少し早いのですけれども、始めてしまってもよろしいですか。

(「そろっている」と言う者あり)

(「はい」と言う者あり)

○鈴木委員長 では、休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

○鈴木委員長 次に、議案第38号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願ひいたします。

議案第38号「専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号))」について、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

一番目の段、1款「国民健康保険税」1項1目「一般被保険者国民健康保険税」3,500万円の増につきましては、当初予算見込よりも新型コロナウイルスの影響による所得の減少が少なかったこと、並びに過年度分の課税案件が発生したことによる増額であります。

続きまして、2段目、5款「県支出金」2項1目「保険給付費等交付金」3億2,210万3,000円の減につきましては、国及び県の交付決定によるものであります。

1節「保険給付費等普通交付金」が3億3,749万5,000円の減、2節「保険給付費等特別交付金」は1,539万2,000円の増となるものであります。

その下、3段目、7款「繰入金」1項1目「一般会計繰入金」1,060万円の減につきましては、「出産育児一時金支給事業費」の給付実績により減額するものであります。

続きまして、4段目、9款「諸収入」1項1目「延滞金」700万円の増につきましては、当初見込みより、延滞金の収納額が増額したことによるものであります。

一番下の段、9款「諸収入」4項1目「第三者納付金」230万円の減及び、2目「返納金」230万円の増につきましては、それぞれの実績額に応じて増減するものであります。

3目「雑入」につきましては、過年度の普通交付金を精算するものであり、令和3年度分の療養給付費等の精算金2,100万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、1段目、2款「保険給付費」、1項1目「一般被保険者療養給付費」の説明欄、3億1,400万円の減及び、その下、3目の説明欄「一般被保険者療養費」800万円の減につきましては、実績の見込み額が当初見込みより減少したことによるものであります。

続きまして、その下、5目「審査支払手数料」の減につきましては、療養給付費等の減による、審査件数の減によるものであります。

その下の段、2項1目「一般被保険者高額療養費」の説明欄、1,800万円の減につきましては、1項「療養諸費」と同様に実績の見込み額が当初見込みより減額になったものであります。

続けて、3段目、4項1目「出産育児一時金」の説明欄、1,590万円の減につきましては、「出産育児一時金支給事業費」の給付実績により減額するものであります。

その下、4段目、5項1目「葬祭費」の説明欄、200万円の減につきましては、当初見込み件数を決算見込み件数が下回ったことによる減額であります。

一番下の段、4款「保険事業費」、1項1目「特定健康診査等事業費」の説明欄の一つ目の○、「特定保健指導事業費」100万円の減及び、説明欄2つ目の○「国保健康づくり事業費」1,850万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、特定健康診査等の受診者数が減少したことによるものであります。

最後に、7ページをお開きください。

8款「予備費」の説明欄、1億869万9,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

まず歳入のところでの確認ですが、3ページ、4ページにかかっていますけれども、延滞金、補正前が2,100万1,000円で、700万円の補正で2,800万飛んで1,000円ということなのですけれども、これは被保険者、加入者の延滞金ということで、ぴったり700万円の数字になったということなののでしょうか。

延滞金のね、それぞれの、何か、皆さんから、ペナルティーとして取った分だということになるのですが、あとは、例年ですと2,000万円前後ぐらいが決算の中で出てくる数字が、今回これだけ大きく出たということは、何か理由があったのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

阿部委員のご質疑にお答えいたします。

延滞金につきましては、被保険者の保険料、保険税ですね、保険税によって滞納の方の延滞額ということになるのですが、こちらにつきましては、大変申し訳ございません。

今ちょっと手元にないのですが、延滞額が減っているという状況は、要は収納額が、過年度分ですね、過年度分とか、延滞額が減っているという状況ですので、そちらの数字につきましては、大変申し訳ありません。

ちょっと税務課のほうの数字をちょっと参照しなくてはならないものですから、詳細については、ご説明、今、今ですと、ちょっとできませんので、改めまして数字のほうを、もし、あれでしたら、調べましてお答えするというところでよろしいでしょうか。

○阿部委員 はい。よろしくをお願いします。

○谷津保険年金課長 はい。

○阿部委員 増えているのですよね。ええ。はい。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 すみません。はい。

延滞金が増えているということですよ、今回、歳入で、700万円という数字が上がったということは。

ということで、その確認ということだったのですが、確かに、国民健康保険税なので、税務課との関係になるということということで、この詳細、できれば、それを教えてください。後でいいと思うので。はい、お願いします。

○鈴木委員長 では、ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑も、鰐原委員。

○鰐原委員 6 ページの出産一時金支給事業費、ちょっとこれ、何だ、減っているということは、子供が少ないということなのかどうか、ちょっと説明、お願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

出産件数なのですが、これはあくまでも国民健康保険の方ということにはなるのですが、昨年度が 54 件の実績があったのですが、今年度は、今のところ、すみません。

決算の状況で、31 件ということでありまして、23 件ほど、昨年度よりも減っております。

以上で説明させていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これ、私、知識がないのだけれども、支給というのは、どのような支給内容なのですか？

54 件が 31 件に減ったというのはわかったのだけれども、その支給内容はどのようなものなのですか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員の再質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、出産された方に、出産一時金として支出される額というのが、令和 4 年度まで、42 万円ということなんです。

1 件当たり 42 万円が出まして、それ掛けるということになります。

それで、出産がそのまま正常出産で、生存されて出産された場合には 42 万円で、例えば死産でなった方という、その場合は、産科医療補償金というのが 1 万 2,000 円かかりますから、それを差し引いた 40 万 8,000 円ということになります。その合計ということになります。

それで、令和 4 年度につきましては、死産件数が 2 件でありまして、出産件数が 29 件ということで、合計で 1,299 万 6,000 円の支出となりました。

以上で説明とさせていただきます。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

それではね、下の葬祭費というほう、今度は死んだときか、そのほうをちょっと説明していただけますか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

葬祭費につきましては、お亡くなりになったときに、窓口等に届けをいただきますと、この場合には葬祭の主催者、いわゆる施主ですね、の方が申請されるかと思うのですが、その場合に、お一人当たり5万円の葬祭費のほうを支出してございます。

令和4年ですと152件ということで、760万円の支出となりました。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 では、この、何だ、今回の補正から見ると、鹿沼市は152人が死んで31人が生まれたという形に、単純に見ても大丈夫なのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員の再質疑にお答えいたします。

これは国民健康保険の被保険者として、国民健康保険の場合ですと、大体今2万人ほどになります。

ですので、ただ単純に掛ける何倍というわけにはならないのですが、国民健康保険の中ですと、31件の出産があつて、152件ということになります。

以上で説明させていただきます。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第38号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第39号 専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。よろしくお願ひいたします。

議案第39号 「専決処分事項の承認について(令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))」について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」、後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

1款「後期高齢者医療保険料」1項1目「特別徴収保険料」1,105万4,000円の減につきましては、1人当たり調定額及び被保険者数に減少が見られたことによる減額であります。

同じく、2目「普通徴収保険料」669万4,000円の増につきましては、普通徴収同様被保険者数に減少はみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少が

見込みよりは少なく、1人当たり調定額が増額となったことによるものであります。

次、2段目、3款「繰入金」1項1目「事務費繰入金」493万2,000円の減につきましては、歳出の「健診事業費」などの減額によるものであります。

続けて、3番目の段、5款「諸収入」3項1目「雑入」858万2,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、健診受診者数が当初見込みより減少したことによる後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款「総務費」1項1目「一般管理費」説明欄、健診事業費1,000万円の減につきましては、人間ドック・健康診査等の受診実績により、減額するものであります。

その下の段、2款「後期高齢者医療広域連合納付金」、1項1目「後期高齢者医療広域連合納付金」の説明欄、436万円の減につきましては、歳入予算の1款「後期高齢者医療保険料」の減により、納付額を減額するものであります。

続けて、3番目の段、4款「予備費」1項1目「予備費」351万4,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえ、最終的な調整額を計上したものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 後期高齢者医療保険料は、結局9億1,200万円がいいのかな、大体。

そうすると、これは、何人の方が支払った保険料の額になるのです？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

マイク。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

大変申し訳ありません。

徴収額は、すみません。

申し訳ありませんでした。

調定見込みなのですが、この額でありますと、まず普通徴収、特別徴収ですね、年金より天引きとされている方のほうが、1万1,919人になります。

あと、普通徴収、いわゆる納付書等で納めていただいている方が、2,835人となります。

合計で1万4,754人となります。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、これは75歳以上の鹿沼市民は1万4,752人いるというふうに見

てもいいのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの再質疑にお答えいたします。

あくまでも調定の見込みの人数なので、この人数ということにはなるのですが、お亡くなりになったり、新しく入った方で、最終的な確定というのは年度末の数字というか、なるのですが、ほぼこの人数ということで、昨年度、保険証を発送した方が10月で、1万4,500人だったものですから、なかなかこの数字なのかなとは思いますが、はい。

以上で説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうするとね、特別徴収、年金から差っ引かれてしまう人と納める人で、これで滞納というのはあるのですか。滞納の可能性は。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの再質疑にお答えいたします。

特別徴収においても、100%ではありませんので、はい。

徴収ができない場合も、例えば、住所がやっぱり、先ほどの話ではないのですが、住所は置いてあるのですけれども、不在であったり、納付書が届かなかつたりですね。

保険証の天引きも、例えば、所得が増減された方というのは特別徴収が一度普通徴収に切り替わったりしますと、納付書になりますので、そんなものも含めまして、完全ではありませんので、はい、はい、その分が100にはならないことがございます。はい。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 100にはならないけれども、ほぼ90以上にはなるものですか？ちょっと細かくて悪いのだけれども、どう、納めてない人に。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

後期高齢者保険料につきましては、徴収率は他の税に比べましてかなり高く、最終的な、これ、すみません、ちょっとこれは、3年度の決算の、申し訳ありません、数字で申し訳ないのですが、99.6%、これは普通徴収・特別徴収あわせまして、99.6%の徴収率になります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。細かいこと、お聞きして、申し訳ない。

わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 39 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 42 号 専決処分事項の承認について(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正) についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。谷津保険年金課長。

○谷津保険年金課長 保険年金課長の谷津です。

議案第 42 号 「専決処分事項の承認について(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)」 について、ご説明をさせていただきます。

お手元にございます、新旧対照表をご覧くださいと思うのですが、11 ページのほう、お開きください。

今回の改正につきましては、「地方税法施行令」の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の低所得者に対する減額措置の適用範囲を拡大するものであります。

消費者物価高騰などの経済動向を踏まえまして、国保加入の低所得者層の世帯の国民健康保険税の均等割・平等割の軽減である 5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準所得を拡大いたします。

被保険者間の保険税負担の公平性を確保しまして、保険税負担の軽減を図るものでありまして、基準となる所得 43 万円に加算する額を 5 割軽減では、28 万 5,000 円を 29 万円に改正をし、2 割軽減では 52 万円を 53 万 5,000 円に改正するものであります。

続きましては、12 ページのほうをお開きいただきたいのですが、こちらは、条例 24 の 2 の改正、雇用保険法施行令に規定する証明書類を記載したことによる改正であります。

なお、12 ページ以降、16 ページまでの改正につきましては、条例第 23 条の項の改正による条文の修正となります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について」説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですかね。

(「なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 42 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 43 号 専決処分事項の承認について(令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予

算（第3号）のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。よろしくお願いいたします。

議案第43号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入についてであります。15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、子育て世帯生活支援事業費国庫補助金 1億518万3,000円の増につきましては、国の物価高騰対策として、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給するための補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2段目の段、3款 民生費 2項3目 こども支援費の説明欄の○、児童扶養手当費 1億518万3,000円の増につきましては、歳入でご説明いたしました、低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するためのものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 何だ、5ページか、児童扶養手当1億518万3,000円の増だよ。そうですね。

そうするとこれは、何人分のこの増になるのかな。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

鰐原委員のご質疑にお答えさせていただきます。

こちらの1億518万3,000円の増につきましては、ひとり親世帯と、ひとり親世帯以外の受給対象者ということで算出しまして、あわせて、2,000人分の給付金を見込んでの計上となります。

以上です。

○鰐原委員 1人5万円なのですか。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 2,000人というと、1人、5万円。

（「はい、そうです」と言う者あり）

○鰐原委員 そうだよ。

（「挙げていいですか」と言う者あり）

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 ご質疑にお答えさせていただきます。

はい。おっしゃるとおり、1人5万円という算出でございます。

以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、これ、ほかもそうなのだけれども、国庫補助金で1人5万円で、1億円だわな。

そうすると、必ずそれで、臨時職員というかな、会計年度の職員を雇うのですよ。その費用が結局かかるわけですよ。

それと、電算機を使ったとかっていうのがかかるのだけれども、そうすると、国のね、こういう補助金というのは必ずそのシステムの整備とか、そういう、必ず会計年度職員を雇ってやりなさいよという決まりになっているのですか。

逆に、国で、そういうお金がくるから、そういう会計年度の職員を雇うものなのですか。どういう、あれ。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 鰐原委員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今回の給付金の事業につきまして、会計年度任用職員を充てたという理由につきましては、こちらですね、国の方針と申しますか、指示がございまして、積極給付ということで、児童扶養手当の受給者と、それから昨年の子育て世帯生活支援特別給付金、やはり5万円の給付金事業で支給した方について、5月末までには支給を完了するというようなことを目指してくださいというような指示がございまして、年度切り替え当初の、こちら、対応ということでありまして、人手があったほうがいいということがございまして、当然職員のほうも取り組んではいるのですが、人数は多いほうがいいということで、また、民間のほうですね、委託などするような時間もなかったということもございまして、こういった対応をしたということでございます。

それから、電算システムにつきましては、どうしても、今のOA機器に、役所の事務って頼っているところがございまして、こういった事業がありますと、そういったシステムを、「いつからの基準日になりますよ」とかいった指示を出して、システムを更新するというような必要がどうしても出てくるというようなことがありますので、そういったことで計上させていただいております。

ただ、これは国の指示があったからかというご質問につきましては、そういった指示は特段なのですが、ただ「補助の対象にはなりますよ」ということでありますので、今回そういったことで対応させていただいたということでございます。

以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 国の補助事業にあわせてお金が出るのでは、もらっておきましょうという感じなのかな、518万円については。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

いや、今回、国が音頭をとって「給付をなささい」というような事業というふうなものですから、位置づけなものですから、そういったことで、あと有効に国庫のほうの補助金のほうを使わせていただいたということになります。

以上です。

○鰐原委員 はい、わかりました。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 43 号専決処分事項の承認について（令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号））中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 44 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしく願いいたします。

議案第 44 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

上の段、15 款 国庫支出金 2 項 1 目 総務費国庫補助金の説明欄 2 行目、地方創生臨時交付金 2 億 7,513 万 1,000 円の増につきましては、令和 5 年度の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に係る補助金で、補助率は 10 分の 10、国でございます。

次に、歳出について、ご説明をいたします。

5 ページをお開きください。

上から 2 段目、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄の○、「物価高騰緊急支援給付金給付事業費」 2 億 7,513 万 1,000 円の増につきましては、歳入で説明いたしました、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」で「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」の給付に係る事務費及び 1 世帯当たり 3 万円の給付費を計上す

るものであります。

以上で、議案第 44 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、議案第 44 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、教育委員会関係についてご説明をいたします。

「令和 5 年度補正予算に関する説明書」の 3 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

上から 2 段目、18 款 寄附金 1 項 4 目 教育費寄附金の説明欄、体育施設費寄附金 1 億円の増につきましては、「体育施設の充実によるスポーツ振興」を目的とした寄附の受け入れに伴い、増額するものであります。

なお、歳出につきましては、同額を行政経営部が所管いたします「公共施設整備基金積立金」に計上しております。

以上で、議案第 44 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、教育委員会関係についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 歳入・歳出、今教育費の寄附金ということで説明をいただきましたが、この 1 億円の寄附に対して、公共施設の基金のほうに入れるという話でしたが、もともとはこの寄附のときの何か、どういうふうに使ってほしいとか、何か、そういう趣旨みたいなのがあったかということと、今後その基金に回したという理由は何か、どういうものに、今後使うとか、事業計画があるとか、その辺がもしわかれば教えていただきたい。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。

ただいまの阿部委員の質問にお答えをいたします。

まず、今回の寄附者の意向ということでございますけれども、意向といたしましては、硬式野球も可能な野球場を含めた、この野球を取り巻く環境ですね、こちらの整備をしていただきたいということで寄附をいただいております。

なお、今後につきましては、全く決まっていないということで、内容ですとか、時期ですとか、そういったものに関しては現在白紙の状態でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 硬式野球でということで、新たな施設ということですが、今現在、鹿沼運動公園は硬式野球ができる球場になっているのだと思うのですが、それとは別に今後計画を、まだ白紙だけれども、計画を立てていくということですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。

今、おっしゃったように、現在、硬式野球ができる野球場といいますのは、鹿沼運動公園、いわゆるヤオハンいちごパークですね、こちらの運動場のみということになっておりますが、この後、ここの充実であるのか、あるいは、ほかの野球場の硬式化であるのかといったことも含めまして、現時点では何も決まっていないという状況でございます。今後、検討をまいります。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 では、すみません。今の再質問なのですが、これを積み立てを、どれぐらいの金額でいけば、その野球場を建てられるとか、何か、そういう目標みたいなものはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 ご質問の趣旨は、改めてつくった場合にどれぐらいかかるかというようなことでしょうか。

はい。そこまでの計画も、現時点では立てておりませんで、今後の動きが決まっていないので、差し当たり、基金に積み立てるというふうに、ことで動いております。

以上でございます。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰐原委員。

マイク、お願いします。

○鰐原委員 物価高騰緊急支援給付事業費か、これ、2億5,500万円で、大体3万人にお配りするという事なのだけれども、3万円を、何人にお配りするから、これを割ると、ちょっとわからなくなりました。ちょっと、すみません。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

1世帯、3万円を8,500世帯にお配りをする予定での計画でございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 あのね、それを配るのには、結局これ見ると、1,500万円の委託料とか、派遣があるから、さっきは児童扶養手当の場合は、会計年度の職員を雇ってやるようにしたけれども、これは業者さんに任せたり、一部職員が残業してやるというふうに見ていいのかな。こっこのほうのお配りは。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

ただいまの鰐原委員の質疑にお答えいたします。

委員がおっしゃったようにですね、私どもの給付金につきましては、やはりその業者のほうに包括な委託をさせていただいて、そのコールセンターの対応ですとか、書類の確認などを見込んでおります。

最大、またスタッフ、最大になりますと10名になりますけれども、一時、はい。

そういったことを見込んでおまして、そのほかですね、やはりどうしても職員が関係しなければならぬ部分が出てくるかもしれないというふうなことで、やはり今回、職員の報酬等も載せさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第44号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第75号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の犬貫です。よろしくお願いいたします。

議案第75号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費 県補助金 2節 児童福祉費 県補助金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費 県補助金 728万8,000円の増につきましては、物価高騰による副食費等賄い材料費に対するの県補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

2番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 3,507万7,000円の増につきましては、物価高騰、電気代の上昇に伴い、民間保育園等に対し、副食費等賄い材料費及び電気代並びに省エネエアコンの導入を支援するための補助金であります。

その下の3目 こども支援費の説明欄、一つ目の○、放課後児童健全育成事業費 675万円の増、及び2つ目の○、仕事と家庭両立支援特別援助事業費 15万円の増につきま

しては、電気代の上昇に伴い、放課後児童クラブ等に対し、電気代及び省エネエアコンの導入を支援するための補助金であります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 今の説明の中での、保育所と学童保育のところに省エネエアコンの導入補助事業というところで、ここはどんな基準というか、どういう計画になっているか、詳しいところを教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いいたします。

阿部議員の質疑にお答えいたします。

保育園におきましては、今から省エネエアコン、どのようなエアコンを導入していくかという詳細については、今後検討していくのですが、やはり省エネ機能の確認ということで、星2つ以上のものですか、やはり省エネ機能があるものについて導入を検討しております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうですね。この間、質問でも一般のところで、その星2つ以上、その環境関係で省エネ家電ということでお話をありましたが、ここでいう部分では歳出として、1,320万円と210万円ですか、という数字を出している、この根拠というか、これがどんなことなのかというのを確認したいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いいたします。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

保育所の規模によりまして、補助金額を設定させていただこうと、検討しております。

定員19名以下につきましては、30万円以内。

定員20人以上から59人以下の園につきましては、60万円以内。

定員60人以上につきましては90万円以内の補助金額を設定しております。

補助金額は、2分の1を予定しておりますので、それ、補助金2分の1を上限に補助していく予定であります。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

阿部委員のご質疑にお答えさせていただきます。

私のほうは、放課後のクラブ、放課後児童健全育成事業費ということで、失礼しまし

た。

学童クラブへの助成ということになるのですが、今、保育課長のほうから説明がありました、機能的には、省エネ性能が2つ星以上であるとか、あと補助金につきましては、上限30万円の、本体価格の2分の1で、上限30万円ということで、基準として設けたいなというふうに考えておまして、それで、210万円の根拠としましては、上限30万円ということで、こちらは民設のクラブを対象に、交付金の基準がございますので、民設のクラブのうち、7クラブの設置を想定をして、210万円ということで見込んだところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑ありませんか。鰐原委員。

○鰐原委員 民設というのは、何クラブあつてのうちの7クラブなのか。

もう既存で入っているから必要ないところもあるでしょうけれども、その辺の説明をお願いいたします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。

鰐原委員のご質疑にお答えいたします。

民設のクラブにつきましては、13クラブございます。

そのうちの7クラブということで想定をしているところでございます。

事前にアンケートをとっておりまして、13クラブのうち、5クラブほどから、設置をしたいということで、申し出が、現在あるところでございます。

それプラス、若干の上乗せをさせていただいて、7施設、7台分ということで考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

それと、副食費の補助金なのですが、これ、何人分で、何食分ぐらいの副食費を、これ、予定していますか？

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いたします。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

こちらが民間保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外の保育園施設、32園を予定しておりまして、人数としましては、2,587人を予定しております。

説明は以上となります。

○鰐原委員 そうすると、1人いくらになるの。

○小堀保育課長 すみません。

金額としましては、1,457万6,400円を予定しております。

(「1人当たり」と言う者あり)

○小堀保育課長 ごめんなさい。1人当たり、申し訳ありません。

主食と副食あわせまして、1人当たり、月当たり500円を予定しています。

説明は以上となります。

○鰐原委員 月、こういう値になるの。

○小堀保育課長 はい。

○鰐原委員 何カ月分。

○小堀保育課長 それで、4月から来年の3月まで、12カ月を、あ、すみません。

○鰐原委員 終わります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第75号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号中、教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 0時06分)